

令和7年度 大分県地域の観光資源磨き上げ事業 【公募要領】

自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした持続可能な観光コンテンツの造成・磨き上げから、適時適切な誘客につながる販路開拓・情報発信を支援することにより、国内外旅行者の本県への誘客促進を図る事業者に対して、その取組に要する経費の一部を助成します。

[受付期間]

令和7年4月7日（月）～令和7年6月13日（金）（17:00必着）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

[事前相談・問合せ先]

事業実施地域を所管する各振興局地域創生部
締切日：令和7年5月30日（金）

振興局名	所管する市町村	電話
大分県東部振興局	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	TEL 0978-72-0857
大分県中部振興局	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	TEL 097-506-5727
大分県南部振興局	佐伯市	TEL 0972-22-9073
大分県豊肥振興局	竹田市、豊後大野市	TEL 0974-63-1291
大分県西部振興局	日田市、九重町、玖珠町	TEL 0973-23-5739
大分県北部振興局	中津市、豊後高田市、宇佐市	TEL 0978-32-1373

※必ず所管の振興局にご連絡のうえ、事前相談してください。

1 公募する事業の詳細

(1) 事業の内容

県内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与するため、中小企業者等が行う観光サービスの開発で、以下のいずれかに該当する取組として県が認めるもの。

- ① 自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした持続可能な観光コンテンツ等を造成する取組
- ② 観光コンテンツの販路拡大に向けた取組
- ③ 観光地・観光産業の振興に寄与する取組

(2) 事業実施主体

この事業において事業実施主体は、次の①～④に掲げるものとする。

- ① 中小企業者等

- ②中小企業者等で構成された団体
- ③中小企業者等を含むコンソーシアム
- ④その他、観光消費額の向上を促進すると知事が認める団体

(3) 中小企業

法人については、「資本金又は出資の総額」または「常時使用する従業員数」が次に該当していること。

個人については、常時使用する従業員数が次に該当していること。

業 種	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員数
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
宿泊業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業及び下宿営業）	5,000 万円以下	200 人以下
製造業、その他 （上記に掲げる業種を除く）	3 億円以下	300 人以下

(4) 補助金額

- 補助率 1 / 2 以内
- 補助上限額 1 0 0 万円以内

(5) 補助対象経費

採択された取組の実施にかかる次の経費が補助対象となります。

① 自然、歴史、食など本県の魅力的な地域資源を活かした持続可能な観光コンテンツ等を造成する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・観光コンテンツ、旅行商品、名産品等の企画開発 ・専門家からの意見聴取 ・造成した観光コンテンツに関するモニターツアーの開催 ・観光コンテンツの造成等に必要となる備品の購入や設備の導入 ・効果測定に必要な調査 等
② 観光コンテンツの販路拡大に向けた取組
<ul style="list-style-type: none"> ・造成した観光コンテンツを販売するためのホームページ等の制作 ・造成した観光コンテンツの販路拡大のためのプロモーションに係る経費 ・旅行会社、メディア等によるファムトリップやインフルエンサーの招聘 ・商談会への参加に係る経費 等
③ 観光地・観光産業の振興に寄与する取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、協議会等の開催 ・ガイドの育成 ・観光イベントの実施 ・観光戦略の策定 ・地域事業者等に対するセミナーの開催 等

(注) 以下の経費は補助対象経費から除く

- 本事業に直接関係のない経費
- 交付決定前に発生した経費
- 完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- 補助対象事業者における経常的な経費（運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料、事務用品等）
- 補助対象事業者における常勤職員の賃金・通勤費等人件費

2 応募について

(1) 応募期間

令和7年4月7日（月）～令和7年6月13日（金） ※17時00分 必着

(2) 受付方法

別添の「令和7年度大分県地域の観光資源磨き上げ事業実施計画認定申請書等」を E-mail で、大分県商工観光労働部観光局観光政策課あてに提出してください。なお、E-mail の件名は「令和7年度大分県地域の観光資源磨き上げ事業実施計画認定書」としてください。

(3) 事前相談・問い合わせ先

名称	所管する市町村	所在地	電話
大分県東部振興局 地域創生部	別府市、杵築市、国東市、姫島村、日出町	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 (国東総合庁舎内)	TEL 0978-72-0857
大分県中部振興局 地域創生部	大分市、臼杵市、津久見市、由布市	〒870-0021 大分市府内町 3-10-1 (大分県庁舎別館)	TEL 097-506-5727
大分県南部振興局 地域創生部	佐伯市	〒876-0813 佐伯市長島町 1-2-1 (佐伯総合庁舎内)	TEL 0972-22-9073
大分県豊肥振興局 地域創生部	竹田市、豊後大野市	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2 (竹田総合庁舎内)	TEL 0974-63-1291
大分県西部振興局 地域創生部	日田市、九重町、玖珠町	〒877-0004 日田市城町 1-1-10 (日田総合庁舎内)	TEL 0973-23-5739
大分県北部振興局 地域創生部	中津市、豊後高田市、宇佐市	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1 (宇佐総合庁舎内)	TEL 0978-32-1373

(4) 注意事項

認定申請書等の作成に係る費用は、応募者の負担になります。

E-mail での応募受付が完了したら、受付完了メールをご返信します。万が一返信がない場合はエラーが生じている可能性があるため、観光局までご連絡ください。

3 選定方法等

(1) 補助事業の認定

大分県地域の観光資源磨き上げ事業実施計画認定申請書の提出を受けた知事は、(2)認定基準に従って事業の実施効果が高いと見込める事業を認定します。必要に応じて、提出された書類の内容等について、ヒアリングや現地調査を実施する場合があります。

(2) 認定基準

次の項目を総合的に評価します。

- ① 事業内容の質と魅力度
 - ② 大分県への観光誘客、消費額の増加
 - ③ 地域経済への貢献
 - ④ 事業費用の妥当性
 - ⑤ マーケティングデータの活用
 - ⑥ その他（大分県アウトドアガイド認証制度登録ガイドの活用）
- ※⑥は加点措置の対象となります。

(3) 通知・公表

採択結果については6月下旬頃に申請者あて通知するほか、県ホームページで公表します。

4 採択された場合の留意点

(1) 採択された応募者（以下「事業者」といいます。）には、採択通知書を送付しますので、大分県地域の観光資源磨き上げ事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに提出していただきます。

(2) 県では、補助金交付申請書の内容審査後、事業者に補助金交付決定通知書を送付します。
(※この決定日以降でないと補助事業には着手できません)

(3) 事業者は、交付決定通知書の受理後補助事業が完了した場合は、交付要綱に基づき実績報告書を提出していただきます。

(4) 原則として、令和8年2月27日（金）までに事業を完了してください。

(5) 実績報告書の内容審査後、事業者に補助金の額の確定通知書を送付します。ただし、事業実施に当たり補助対象経費の変更があった場合は、補助金交付決定額が減額されることがあります。

(6) 補助金は、原則として補助金の額の確定通知書を送付後にお支払いしますが、一部概算払により支払うことも可能です。

(7) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。

(8) 補助事業により改装した事務所等や取得した備品等については、一定期間はその処分が制限されます。

(9) 採択された取組については、概要を県のホームページ等で公表するほか、先進的取り組み事例として事例発表をお願いすることがあります。

(10) 事業実施主体は、本事業の終了後においても、知事からその後の状況や成果について報告を求められた場合、県へ報告していただきます。

(11) 大分県補助金等交付規則、大分県地域の観光資源磨き上げ事業費補助金交付要綱等の規定に従っていただきます。